

平成26年11月26日策定
 平成29年4月1日改正
 令和元年8月19日改正
 令和3年11月8日改正

福岡医療短期大学 公的研究費における不正防止計画

福岡医療短期大学における公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「福岡医療短期大学 競争的資金等の取扱いに関する規則」第8条及び「福岡医療短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画部署は、機関全体の具体的な対策のうち当該不正防止計画を最上位のものとして位置づけ、以下のとおり、具体的な不正防止対策を実施しています。

また、不正を発生させる要因を特定し、それぞれについて防止計画を策定しております。なお、不正防止計画は、内部監査の結果、必要に応じ見直しを行うものとしています。

1、具体的な不正防止対策

- ①競争的資金における責任体系をホームページで公開し、周知している。
- ②物品購入において、研究者から直接業者に発注することを禁止し、発注は財務課が行うこととしている。
- ③購入した物品は、納品時に財務課において検収を行っている。
- ④換金性の高い少額物品については、納品時に個別番号を物品に貼付し、台帳管理している。
- ⑤航空機を使用した出張において、出張の事実確認のため、航空券の半券(または搭乗証明)及び航空運賃の実費証明のため領収書を添付することとしている。
- ⑥研究者等のコンプライアンス教育として、コンプライアンス教育講習会を実施している。
- ⑦業者との癒着を防止するため、不正な取引に関与した業者への対応について規則により定めている。
- ⑧公的研究費による非常勤雇用者の出勤確認を総務課にて行っている。
- ⑨年度末に執行が集中しないよう、研究者へ収支簿の送付等を行うことにより執行状況を周知している。
- ⑩相談窓口・通報窓口をホームページで公開している。
- ⑪モニタリング及び内部監査を実施している。

2、不正を発生させる要因ごとの不正防止計画

(1)機関内の責任体制の明確化

不正を発生させる要因	不正防止計画
競争的資金等の運営及び管理について責任体系の認識が低下する。	・上記①において具体的な対策を講じており、今後も説明会等において、周知徹底を行う。

(2)適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	不正防止計画
競争的資金等の執行ルールの認識が明確でない。	・現在作成している「科学研究費助成事業等執行要領」について、さらに具体例を記載して作成する。 ・毎年実施している執行に関する説明会において、ルール等の周知徹底を行う。
コンプライアンスに対する意識が低下する。	・ホームページ等で公開している本学規則において定めている使用ルールの遵守、不正を行った場合の懲戒処分、自らの賠償責任等について、さらに執行要領等に記載して周知徹底を行う。 ・上記⑥において実施しているコンプライアンス教育講習会の受講を義務付ける。 ・統括管理責任者は、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示す。

(3)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正を発生させる要因	不正防止計画
不正防止計画の策定及び実行したにも関わらず認識が低い。	・毎年実施している執行に関する説明会及びコンプライアンス教育において、ルール等の周知徹底を行う。

(4)研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	不正防止計画
年度末に執行が集中する。	・上記⑧において具体的な対策を講じており、今後も計画通りに執行が出来ていない研究者に対して、事務から確認を行い、適正執行を促す。
特定の業者への発注が偏ると、研究者との癒着が生じる。	・上記②、③、⑥において具体的な対策を講じており、今後も事務において、適正な基準により業者を選定し、特定の業者へ偏らないよう注意し、検収を財務課が行う。 ・上記⑥において具体的な対策を講じているが、研究者及び事務職員並びに業者から誓約書を徴取することにより、不正に関与した場合は、厳正に対処する旨を周知する。
出張事実の確認が不十分な場合にカラ出張や重複受給が行われる。	・上記⑤において具体的な対策を講じているが、併せて、用務先への出張確認、用務先からの旅費支給の有無(重複受給)、宿泊施設への宿泊確認を行う。
非常勤雇用者の勤務確認が不十分な場合にカラ謝金が行われる。	・上記⑧において具体的な対策を講じているが、併せて、非常勤雇用者へ業務内容等のヒアリングを行う。
換金性の高い商品の横流しが行われる。	・上記②、③、④において具体的な対策を講じているが、併せて、換金性の高い少額物品(デジカメ、タブレット等)の現物照合を行う。

(5)情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	不正防止計画
相談窓口・通報窓口を設置していることの認識が希薄である。また、不正を発見しても通報者が不利益な扱いを受けるおそれがあるという誤った解釈をされる。	・上記⑩において具体的な対策を講じているが、継続して説明会等において担当部署等について周知を行うとともに、通報者が不利益な扱いを受けない旨の説明を行う。

(6)モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	不正防止計画
高度なリスクアプローチ監査の実施体制が確立されていない。	・令和元年度から、出張旅費、雇用・謝金、物品管理等に関するリスクアプローチ監査を学園内部監査室が中心となって実施することにより、実施体制を確立し、牽制機能の充実・強化を図る。